また、退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされる教職員に対するものについては、退職給付引当金は計上していません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、自己都合要支給額に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

5．貸倒引当金の計上基準

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

6．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）を採用しています。

7．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準　低価法

評価方法　移動平均法

8．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

新発10年国債の平成29年３月末利回りを参考に0.065％で計算しています。

9．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

11．財務諸表及び附属明細書の端数処理

財務諸表及び附属明細書は、千円未満切捨により作成しています。

（表示方法の変更）

国立大学法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費」を「受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、国立大学法人等業務実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示しています。

Ⅱ　貸借対照表

1．運営費交付金から充当されるべき賞与引当金の見積額は、289,842千円です。

2．運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額は、3,428,351千円です。

3．貸借対照表日後一年以内のＰＦＩ期間に係るサービス部分の対価支払予定額は、70,311千円です。

貸借対照表日後一年を超えるＰＦＩ期間に係るサービス部分の対価支払予定額は、35,155千円です。

Ⅲ　キャッシュ・フロー計算書

1．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	1,731,280千円
定期預金	△500,000千円
資金期末残高	1,231,280千円

2．重要な非資金取引

寄附受による資産の増加	44,039千円
ファイナンス・リース資産の増加	70,825千円

Ⅳ　国立大学法人等業務実施コスト計算書

引当外退職給付増加見積額には、国又は地方公共団体からの出向者に係る分5,722千円（９名）を含んでいます。

Ⅴ　金融商品関係

1．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定しています。資金調達については、年度内、又は一定期間における正確な情報に基づき適正に資金状況を把握し、運営費交付金の受け入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に資金が必要となる場合のみ、借入れ等による資金調達を行います。

今年度の資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、国債等による運用を行いました。また、(上賀茂)(地球研) 施設整備事業についてはＰＦＩ方式により行っています。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額
⑴　現金及び預金	1,731,280	1,731,280	―
⑵　有価証券(投資有価証券を含む)	980,373	983,519	3,146
⑶　未払金（ＰＦＩ除く）	(1,860,125)	(1,860,125)	―
⑷　長期未払金及び未払金(ＰＦＩ)	(560,058)	(571,918)	(11,859)

（＊１）　負債に計上されているものについては、(　) で示しています。

（注１）　金融商品の時価の算定方法

⑴　現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑵　有価証券（投資有価証券を含む）

時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。ただし、譲渡性預金（貸借対照表計上額900,000千円）については、短期間で償還されるため、貸借対照表計上額を時価としています。

⑶　未払金（ＰＦＩ除く）

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑷　長期未払金及び未払金（ＰＦＩ）

長期未払金及び未払金（ＰＦＩ）はＰＦＩによるものであり、時価の算定については一定の期間ごとに区分した当該ＰＦＩ債務の元利金の合計額を、リスクフリーレートに近い財政投融資資金の借入れに係る利率で割り引いて現在価値を算定しています。